

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第14-16号

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない非常勤職員)</p> <p>第2条 育児休業条例第2条第4号の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）が1歳6か月に達する日 <u>（当該子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日）</u> までの間に任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない非常勤職員)</p> <p>第2条 育児休業条例第2条第4号の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）が1歳6か月に達する日までの間に任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。